

樹齢670年の大杉素材活用提案（2次募集）

実施要項

1. 目的

令和2年7月11日に倒伏した大杉の文化財としての保存部分を除いて、よりよい活用の提案をされた方に活用いただくものです。

2. 事業に対する想い

大杉がより多くの人に、より長い間、より役立つ提案もしくは、大杉、大湫町に資する提案を求めています。よりよい提案については、無料で引き渡すこともできますし、営利目的・個人での利用目的でも大湫町に買い取り費用を支払うことで今後の大杉保存資金等に充てることとなりますので大杉、大湫町に資することにもなります。

3. 引き渡し

配点上位の方から素材の分配を行います。現在大杉が倒れている境内地渡しを基本とし、提案者の用意したトラックへの積み込みまで行います。大湫町から積み込みの指定した日に受け取れなかった場合は、トラックへの積み込みなど現場での必要作業は提案者が行ってください。素材は2m以下に切断した状態での引き渡しになります。大湫町により輪切りしますが、輪切り以外の細かな切断には応じられません。

4. 諸条件・他事業

（1）素材

・大杉の素材について事業提案を求めます。合計得点の最も高い者から順に素材の活用部位を決定します。

（2）期限

・提案された内容が完成される期限は2030年度とします。完成した場合にはメールもしくは郵送で完成写真を送ってください。

（3）公開

・採用された提案については提案書を大湫町コミュニティ推進協議会HPへ掲載、地元広報誌への掲載など公開を行います。（担当連絡先などは公開しない）、進捗や完成状況についても公開の対象とします。

5. 参加資格

個人、企業など、どなたでも参加できます。ただし、提案された内容が実行できる方に限ります。

6. 実施スケジュール

手続等	期間・期日	方法・場所
募集期間	令和3年7月28日から 令和3年8月31日まで	大湫町コミュニティ推進協議 会ホームページに掲載 http://www.okute-shuku.jp
質問受付・回答	随時	メール (ookute@ob.aitai.ne.jp) も しくは電話により受付
提案書の提出期限	令和3年8月31日午後4時まで	提案書は大湫町コミュニティ 推進協議会宛に持参又は郵 送、メール (ookute@ob.aitai.ne.jp) に より提出すること
結果の通知・公表	令和3年9月17日(予定)	担当者アドレスに電子メールにて通 知する。

7. 参加手続等

提案書の提出

● 提出書類

A4サイズ1部とする。

① 提案書(別紙申込書を参考に作成してください)

- ・ 申込者 実績や概要を別紙添付可
- ・ 活用部位 どの程度の木材を活用可能か
- ・ 活用目的 具体的に記載ください
- ・ 活用による瑞浪市及び大湫町等への貢献
- ・ その他

※必要に応じて資料を添付してください。

8. 提案審査

(1) 審査委員会

審査は、樹齢670年の大杉素材活用提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行
う。

(2) 審査(書類審査のみ)

提案書の内容について聞く場合がある。審査結果は、審査対象となった提案者全員に電子メール
等により通知する。審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

9. 審査の方法

提出された提案書等に基づいて審査する。

審査の基準とする項目及び配点は別紙のとおり。

10. 事業者の選定

審査による各委員の合計得点の最も高い者から順に素材の活用部位を決定する。

11. 公表

結果は、事業者選定後、速やかに大湫町ホームページ上に掲載する。

12. 引き渡し代金

買取価格を提示した場合は引き渡しまでに大湫町へ支払うこと。

13. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 本実施要項に違反すると認められる場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会
が失格と判断した場合

14. その他

ア 応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 原則として提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 大湫町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

カ 提案された内容、金額は変更しない。ただし、大湫町と協議を行い決定したことについてはこの限りではない。